

八街市経営体育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 5 日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市告示第 2 0 9 号

八街市経営体育成支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

八街市経営体育成支援事業補助金交付要綱（令和元年告示第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地域農業の担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援するため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和 4 年 3 月 3 0 日付け 3 経営第 3 1 5 6 号農林水産事務次官依命通知）、千葉県担い手確保・経営強化支援事業補助金等交付要綱（平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付け担い手第 9 4 7 号）及び千葉県経営体育成支援事業実施要領（平成 2 5 年 4 月 1 5 日付け担い手第 3 5 0 号。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において、八街市経営体育成支援事業補助金を交付することに関し、八街市補助金交付規則（昭和 5 2 年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 6 条第 1 項中「第 5 条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改める。

第 8 条第 2 項及び第 3 項中「第 3 条第 2 項のただし書」を「第 3 条第 2 項ただし書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条）

事業の区分	補助対象	経費	補助率
-------	------	----	-----

	者		
1 融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業	県実施要領別記1に定めるところによる。	県実施要領に基づいて行う事業に要する経費	事業費の3／10以内 定額 ただし、県実施要領別記1の第1の3の(1)のイの(イ)のdの(c)に規定する積載車を導入するのに必要な経費に対する補助対象者ごとの補助金の上限額は、300万円とする。
2 被災農業者支援タイプ		県実施要領に基づいて行う事業に要する経費 ただし、災害等が生じ、農林水産省経営局長が特に緊急に対応する必要があると認める場合に緊急に実施することができるものとし、事業要件その他事業内容は、別に定める通知によるものとする。	事業費の3／10以内

附 則

この告示は、公示の日から施行する。